

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局消費生活部企画調整課）…
○東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局高齢者施策推進部在宅支援課）…

規則

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十一号

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

東京都消費生活条例施行規則（平成六年東京都規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「その者の氏名、同項第三号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を東京都庁の掲示場に掲示する

こと」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の二項を加える。

3 前項の公示の方法による通知は、要求又は勧告に係る事業者の氏名、第一項第三号に掲げる事項及び知事が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を次項に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を東京都庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を東京都庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の次項に定める方法は、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第三十一条第一項中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十二号

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーパス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「発行日」を「申請日」に改める。

第五条中「毎年十月一日から翌年の九月三十日までの間」を「パスの使用を開始する日の属する月の初日から一年間」に改める。

第八条第一項中「破り、汚し」を「破損し」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「破り、又は汚した」を「破損した」に改め、同条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第九条第一項中「本文」を削り、同条第二項中「本文」及び「（有効期間の開始日以後にパスの発行を受けた場合にはパスの発行日）」を削り、同項ただし書を削る。

附則第三十項中「、同項ただし書中「一万二百五十円」とあるのは「六千円」と」及び「「第二条第一項本

文」とあるのは「第二条第一項本文及びただし書」と、
を削る。

別表中「東武バスセントラル株式会社」を「東武バス株
式会社」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

発 行

東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

